

作業環境測定機関一覧表（秋田労働局長登録）

（令和4年4月1日現在）

登録番号	登録年月日	測定機関名	電話番号	測定できる作業場の種類(※)
5-2	昭和53年2月17日	秋田環境測定センター（株） 〒010-0943 秋田市川尻御休町11-14	018-864-1281	個, 1, 3, 4, 5
5-3	昭和53年6月30日	（株）秋田県分析化学センター 〒010-0975 秋田市八橋字下八橋191-42	018-862-4930	個, 1, 3, 4, 5
5-5	昭和55年7月4日	エヌエス環境（株）秋田支店 〒010-0946 秋田市川尻総社町8-13	018-865-1331	個, 1, 3, 4, 5
5-7	昭和63年4月11日	DOWAテクノロジー（株） 〒017-0202 小坂町小坂鉦山字尾樽部60-1	0186-29-2781	個, 1, 3, 4, 5
5-8	平成13年2月26日	（株）秋田分析コンサルタント 〒010-0913 秋田市保戸野鉄砲町10番11号	018-896-7032	個, 1, 3, 4, 5

(※) 測定できる作業場の種類

- 個 個人サンプリング法による測定
- 1号 粉じん障害防止規則第2条第1項3号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令第6条第23条に規定する石綿等を取扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第3第2号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第1第34号の2に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場
- 2号 電離放射線障害防止規則第53条第2号に掲げる放射性物質取扱作業室又は同条第2号の2に掲げる事故由来廃棄物等取扱施設
- 3号 労働安全衛生法施行令別表第3第1号若しくは第2号に掲げる特定化学物質(同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第1第34号の2に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉上に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- 4号 労働安全衛生法施行令別表第3第1号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第2号3の2、第10号、第11号、第13号、第13号の2、第15号の2、第21号、第22号、第23号の3、第27号の2若しくは第33号に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第1第3号の2、第10号、第11号、第13号、第13号の2、第15号の2、第21号、第22号、第23号の3、第27号の2若しくは第33号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第4第1号から第8号まで、第10号若しくは第16号に掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場
- 5号 労働安全衛生法施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号に規定する有機溶剤のうち同令第3条第1項の場合における同項の業務以外の業務を行う屋内作業場又は同表第1号から47号までに掲げる有機溶剤を含有する特定有機溶剤混合物(特定化学物質障害予防規則第36条の5に規定する特定有機溶剤混合物をいい、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第2号に規定する有機溶剤含有物を除く。)を製造し、又は取り扱う作業場